

労働基準関係法令違反に係る公表事案

長崎労働局

最終更新日：令和6年1月31日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
井村解体工事	長崎県南島原市	R5.2.20	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生則第97条	4日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの	R5.2.20送検
長崎船舶装備(株)	長崎県長崎市	R5.3.16	労働安全衛生法第31条 労働安全衛生則第653条	高さ約3.4mの作業床の端で、囲い等の墜落防止措置を講じることなく請負人の労働者に作業を行わせたもの	R5.3.16送検
(株)新誠総業	長崎県長崎市	R5.3.16	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生則第519条	高さ約3.4mの作業床の端で、囲い等の墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R5.3.16送検
(有)小佐々緑化園	長崎県佐世保市	R5.7.14	労働安全衛生法第20条 クレーン則第72条	移動式クレーンにより、労働者を運搬し作業を行わせたもの	R5.7.14送検
塚元海事(有)	長崎県長崎市	R6.1.10	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生則第97条	4日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの	R6.1.10送検
(株)雅ホーム	長崎県佐世保市	R6.1.15	最低賃金法第4条 労働基準法第24条	労働者1名に、6か月間の定期賃金を支払わなかったもの	R6.1.15送検
(株)森海偉業	長崎県西海市	R6.1.19	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生則第97条	4日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの	R6.1.19送検